委託番号	１４１７
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　　塵芥処理業務委託（市民交流活動センター）

２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月１日から令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　　草加市谷塚町７５２番地　　草加市立市民交流活動センター

４　支払方法　　業務完了月払（年１２回払）

５　委託内容

⑴　可燃ごみ

①　委託業務の実施回数

週２回定期的に委託業務を実施するものとする。

※　実施日時は、別途協議する。

②　委託業務に係るごみの分量

年間に搬出されるごみの量は、１，８００㎏程度を想定しているが、積算に当たっては、現場でごみの量を確認すること。

⑵　資源物

①　委託業務の実施回数

定期的に１か月に１回委託業務を実施するものとする。

※　実施日時は、別途協議する。

②　委託業務に係るごみの分量

年間に搬出されるごみの量は、１０㎏程度を想定しているが、積算に当たっては、現場でごみの量を確認すること。

③　シュレッダーごみについて

資源ごみとしてリサイクルすること。

⑶　業務完了報告書の提出

毎月業務完了後、速やかにごみの分量を明記した業務完了報告書を提出すること。

⑷　その他

①　法令上の責任

委託業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）その他関係法令（草加市の条例等を含む。）の規定を守り、かつ、市の指示に従うものとする。

②　委託業務実施に伴う留意事項

ア　収集場所にあるごみを完全に収集し、周辺の清潔保持に努めること。

イ　ごみの運搬用車両の運行に当たっては、他の車両の通行を妨害することのないような場所

に駐車することとし、また、運搬中においては、ごみの飛散を防止するよう努めること。

ウ　受注者は、自己の作業員に対し、服装、言語及び態度等に留意して、市民に不快の念を与えないよう常に指導すること。

エ　受注者は、自己の作業員の行為について自ら行ったものと同一の責任を負い、その責を免れることはできない。

③　作業用器材の負担

委託業務の実施に必要な機材等に係る費用は、すべて受注者の負担とする。

6　その他

⑴　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。

⑸　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市市民活動センター　小西

電話０４８（９２０）３５８０

別記

個　人　情　報　取　扱　特　記　事　項

（基本事項）

第１条　この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密保持）

第２条　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（作業場所の特定）

第３条　受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

（厳重な保管及び搬送）

第４条　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

⑴　受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

⑵　受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

（再委託の禁止）

第５条　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人

情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の使用等の禁止）

第６条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第７条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第８条　受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の返還又は処分）

第９条　受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第１０条　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

（その他）

第１１条　受注者は、第２条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

委託番号	３４０３
契約形態	業務委託

仕　　様　　書

１　件　　名　塵芥処理業務委託（南西部）

２　委託期間　令和６年（２０２４年）４月１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　・草加市草加一丁目３番１号
　　草加市立きたうら保育園
　　・草加市西町４４２番地
　　草加市立にしまち保育園（※）
　　・草加市氷川町１８０３番地
　　草加市立ひかわ保育園
　　・草加市柳島町１３０番地
　　草加市立やなぎしま保育園
　　・草加市谷塚上町２１９番地１
　　草加市立やつかかみ保育園

※　草加市立にしまち保育園は、本園舎の耐震工事に伴い園舎の移転期間があるため、当該期間中は移転先で業務を行うこと。

※　移転の日時及び期間については別紙を参照。

４　支払方法　業務完了月払（年１２回払）

５　委託内容　ゴミの収集・運搬及び処分

⑴　ゴミ種別及び収集時間について

　草加市で可燃ゴミ、資源物として分別されているものについては全て収集し、事業系として取り扱い処分すること。収集時間については午前１１時から午後４時までとする。

⑵　委託業務の実施（収集）回数について

　可燃ゴミは週２回（水曜日、土曜日）及び１２月２８日、資源物については月２回、定期的に委託業務を実施する。ただし、収集日が祝日にあたる場合は、前日に実施し、１２月２９日から１月３日までは業務を実施しないものとする。

　資源物の収集日の日程については、事前に年間予定表を作成し、各園及び草加市保育課に提出するものとする。

⑶　委託業務に係るゴミの積算について

搬出されるゴミの量は、年間３７，０００㎏程度を想定しているが、積算に当たっては現場でゴミの量を確認すること。

⑷　委託業務実施に伴う留意事項

①　ゴミ容器内及びゴミ置場内を完全に収集し、周辺の清潔保持に努めること。

②　ゴミの運搬用車両の運行に当たっては、児童の安全確保に十分留意し、また、他の車両の通行を妨害することのないような場所に駐車するとともに、運搬中においては、ゴミの飛散を防止するよう努めること。

６　業務完了報告

毎月業務完了後、速やかに業務完了報告書（月間収集量報告書）を提出すること。

７　そ の 他

⑴　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

⑸　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

８　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市子ども未来部保育課　駒井

電話　０４８－９２２－１４９１（直通）

別紙

令和６年度公立保育園移転日程（予定）

園名	移転日	移転先
にしまち保育園	令和５年（２０２３年）７月頃 ～令和６年（２０２４年）６月頃	草加市谷塚町６０７番地

※　移転の日時及び期間等は、前後する可能性があるため、担当と協議の上、塵芥処理業務の日程調整をすること。

委託番号	小：７３３９ 中：７３４５
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　　塵芥処理業務委託（小中学校）（南西部地区）

２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月１日から令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　　草加市立小学校６校及び中学校３校（別紙参照）

４　委託業務内容

各学校ごみ置場内の次の一般廃棄物及び資源物について、収集・運搬及び処分を行う。ただし、粗大ごみ及び給食調理業務で排出される食品廃棄物のうち食用に供することができないもので再利用として有用なものは、除くものとする。

⑴ごみ種別及び収集時間について

ごみの種別は事業系として取扱い、収集時間は午前８時３０分から午後４時までとする。

⑵委託業務（収集）の実施日について

①可燃ごみは、週３回（月曜日、水曜日、金曜日）収集するものとする。

ただし、草加市立小・中学校管理規則（以下「学校管理規則」という。）で規定する夏季休業期間及び冬季休業期間においては、週１回程度の収集とし、原則として水曜日に行うものとする（学年末期間及び春期休業期間においては、通常どおりに実施するものとする）。ただし、受注者と学校が協議の上、別の曜日とした場合はこの限りでない。

また、収集日が学校管理規則で規定する学校の休業日のうち、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日、県民の日を定める条例に規定する日及び校長が教育上特に必要と認め、教育委員会の承認を受けた日に当たる場合は、これら休業日の翌日を収集日とする。

②資源物は、月１回（原則として月末日）定期的に委託業務を実施する。ただし、収集日が前期ただし書の休業日に当たる場合は、その前日を収集日とする。

⑶予定処理量

年間に排出される廃棄物の１校当たりの予定処理量は別添のとおり。

⑷法令上の責任

委託業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法第１３７号その他の関係法令（草加市の条例を含む）の規定を守り、かつ草加市の指示に従うものとする。

⑸委託業務実施に伴う留意事項

①ごみ置場の一般廃棄物及び資源物について完全に収集し、置場周辺の清潔保持に努めること。

②運搬用車両の運行に当たっては、児童・生徒の安全確保に十分留意し、また、他の車両の通行を妨害することのない場所に駐車するとともに、運搬中においては、ごみの飛散を防止するよう努めること。

③委託業務の実施に必要な機材等に係る費用は、受注者の負担とする。

５　業務完了報告

毎月業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。なお、報告書中には、一般廃棄物及び資源物の量をそれぞれ明記すること。

６　支払方法　　業務完了月払（年１２回払）

７　そ の 他

⑴　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

８　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　同等品以上の代替物の協議に関すること、契約締結後の問合せ先

草加市教育委員会総務企画課　財務係　田中

電話０４８（９２２）２６１９（直通）

塵芥処理業務委託の詳細一覧（南西部地区）

地域	委託番号	履行場所			一般廃棄物予定処理量（kg）
南西部地区		施設名	住所	電話	
小学校６校	7339	花栗南小学校	花栗四丁目３番１号	941-2854	12,000
		西町小学校	西町２７０番地	924-7245	12,000
		氷川小学校	氷川町４４８番地	928-6771	12,000
		新里小学校	新里町７５９番地	924-7248	12,000
		両新田小学校	両新田西町５５番地	927-8411	12,000
		小山小学校	小山二丁目８番１号	941-1701	12,000
		小学校合計			72,000
中学校３校	7345	草加中学校	氷川町２１７９番地４	925-5201	15,400
		谷塚中学校	谷塚上町６２番地	925-2421	15,400
		両新田中学校	両新田西町３６８番地１	924-5051	15,400
		中学校合計			46,200
小・中学校合計					118,200

委託番号	７９０９
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　　塵芥処理業務委託（新里文化センター）

２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　　草加市新里町９８３番地
　　草加市立新里文化センター

４　支払方法　　業務完了払（月払）

５　委託内容

施設ごみ置き場の可燃ごみ（１回３０キロ程度）・資源物の収集・運搬 及び処分

⑴　ごみ種別及び収集時間について

事業系として取り扱い、収集時間については午前９時より午後３時までとする。

⑵　委託業務の実施（収集）回数について

週１回（月曜日）定期的に委託業務を実施する。ただし、資源物については、月１回（最終火曜日）に委託業務を実施する。

⑶　法令上の責任

委託業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）その他関係法令(草加市の条例等を含む)の規定を守り、かつ、市の指示に従うものとする。

⑷　委託業務実施に伴う留意事項

ア　ごみ容器内及びごみ置き場内を完全に収集し、周辺の清潔保持に努めること。

イ　ごみの運搬用車両の運行にあたっては、市民の安全確保に十分留意し、また、他の車両の通行を妨害することのないような場所に駐車するとともに、運搬においては、ごみの飛散を防止するよう努めること。

⑸　作業用機材の負担

委託業務の実施に必要な機材等に係る費用は、すべて受注者の負担とする。

⑹　業務完了報告

毎月業務完了後、速やかに業務完了報告書（月間収集量報告書）を提出するこ

と。

6　その他

⑴　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑵　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。

7　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市立新里文化センター　大久保

電話０４８(９２７)３３６２

委託番号	８１１５
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　委 託 名　　塵芥処理業務委託（谷塚文化センター）
２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月　１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで
３　履行場所　　草加市谷塚仲町４４０番地
　　草加市立谷塚文化センター
４　支払方法　　業務完了月払（年１２回払）
５　委託内容
　施設ごみ置き場の可燃ごみ（１回４０キロ程度）収集・運搬及び処分
(1) ごみ種別及び収集時間について
　事業系として取り扱い、収集時間については午前９時から午後３時までとする。
(2) 委託業務の実施（収集）回数について
　週１回（火曜日）定期的に委託業務を実施する。但し、実施日が休日や年末年始の休館の場合は、館と協議し決定するものとする。
(3) 法令上の責任
　委託業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）その他関係法令(草加市の条例等を含む。)の規定を守り、かつ、市の指示に従うものとする。
(4) 委託業務実施に伴う留意事項
　①　ごみ容器内及びごみ置き場内を完全に収集し、周辺の清潔保持に努めること。
　②　ごみの運搬用車両の運行にあたっては、市民の安全確保に十分留意し、また、他の車両の通行を妨害することのないような場所に駐車するとともに、運搬中においては、ごみの飛散を防止するよう努めること。
(5) 作業用機材の負担
　委託業務の実施に必要な機材等に係る費用は、すべて受注者の負担とする。
(6) 業務履行上の留意点
　受注者は、草加市に代わって市民サービスを実施する立場であることを認識し、利用者に不快感を与えないよう十分留意しながら業務を行うこと。
６　その他
(1)　業務完了ごとに業務完了報告書（月間収集量報告書）を提出すること。
(2)　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
(3)　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
(4)　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
(5)　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５

５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受注者又は受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受託者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(6) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7 問合せ先

(1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

(2) 契約締結後の問合せ先

草加市立谷塚文化センター 上野

電話０４８（９２８）６２７１（直通）

委託番号	８４０７
契約形態	業務委託

仕様書

１　件　　名　　塵芥処理業務委託（南西部）

２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　　新里グラウンド（草加市新里町２５４番地）
　　柳島治水緑地多目的運動広場（草加市西町１４１２番地１）
　　草加二丁目グラウンド（草加市草加二丁目２５０番地）
　　氷川西部グラウンド（草加市氷川町１４７０番地）

４　支払方法　　業務完了払（年１回払）

５　委託内容　　履行場所中の可燃ごみの収集、運搬及び処分を行うこと。
　　①ごみ種別　　事業系ごみとして取り扱う
　　②収集日時　　別途担当職員の指示に従うこと
　　③年間処理量　　４トン

６　そ の 他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

⑸　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市役所　スポーツ振興課

電話０４８（９２２）２８６１（直通）